

新山口駅周辺出店支援事業補助金(Q&A)

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

1. 申請方法について

Q1-1 既に工事に着手している場合でも申請はできますか？

申請できません。

必ず、工事着手前に「事前届出書(第1号様式)」を運営主体(山口商工会議所広域ビジネスサポートセンター)までご提出ください。

2. 補助対象事業について

Q2-1 補助対象となる業種はどのようなものですか？

原則、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する事業所として、日本標準産業分類の中分類「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス業」に該当するものが補助対象となります。

ただし、同中分類「飲食料品小売業」については、申請事業者が調理した飲食料品を販売する場合に限り補助対象となります。

Q2-2 夜営業しか行っていなかった店舗で、新たに昼間の営業を始める場合は、補助対象となりますか？

本補助金は、新山口駅周辺の空き店舗等において、昼営業を行う飲食店等を新規に開業する事業者が補助対象となるため、同一店舗で昼間の営業時間を設定する申請は補助対象とはなりません。